

八千代町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新婚世帯に対し、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、もって少子化対策等の推進に資するため、結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦によって構成される世帯をいう。
- (2) 取得 新婚世帯の夫婦（以下「夫婦」という。）の一方又は共有の名義により、婚姻届を提出し、受理された日（以下「婚姻日」という。）から令和9年3月31日までの間に新たに町内において新築若しくは中古の住宅（分譲マンションを含む。）を購入し、若しくは住宅を建築（当該期間中に完成したものに限る。）すること又は婚姻日から起算して前1年以内に、婚姻を機として新たに町内において新築若しくは中古の住宅（分譲マンションを含む。）を購入し、若しくは住宅を建築（令和9年3月31日までに完成したものに限る。）することをいう。
- (3) リフォーム 夫婦の一方又は共有の名義の住宅を、婚姻日から令和9年3月31日までの間に改築、改装等（当該期間中に完成したものに限る。）すること又は婚姻日から起算して前1年以内に、婚姻を機として改築、改装等（令和9年3月31日までに完成したものに限る。）することをいう。
- (4) 賃借 夫婦の一方が住宅（賃貸マンション及び賃貸アパートを含む。）を賃借することをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条第1項の規定による申請（以下この条において「申請」という。）の時（以下「交付申請時」という。）において、夫婦の双方が本町の住民基本台帳（住民

基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の住民基本台帳をいう。）に登録されていること。

- (2) 婚姻日において夫婦の双方が39歳以下であること。
- (3) 令和7年分（令和8年4月1日から同年5月31日までの間に申請をするときにあつては、令和6年分）の夫婦の所得額の合計額（以下この号において「所得合計額」という。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、交付申請時において貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を行っている場合にあつては、所得合計額から、令和7年中（令和8年4月1日から同年5月31日までの間に申請をするときにあつては令和6年中）に返済した貸与型奨学金の返済額を控除して得た額が500万円未満であること。
- (4) 夫婦の双方又は一方が対象期間中に本町への転入又は町内における転居をしていること。
- (5) 夫婦の双方が本町に定住する意思があること。
- (6) 夫婦の双方又は一方が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
- (7) 夫婦の双方又は一方が本補助金又は他の自治体における結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム（国の地域少子化対策重点推進交付金の対象となる結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに限る。）に係る補助金等の交付を受けたことがないこと。
- (8) 夫婦の双方又は一方が本町からこの要綱と同様の補助金等の交付を受けたことがないこと。
- (9) 夫婦の双方又は一方が町税を滞納していないこと。
- (10) 夫婦の双方又は一方が八千代町暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第2号及び第3号に規定するものでないこと。
- (11) 次のいずれかの講座等を交付決定年度内に夫婦の双方が受講すること。
 - ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講
（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った次に掲げる費用（消費税及び地方消費税を含み、交付申請時において、現に居住している住宅に係るものに限る。）の合算額とする。

(1) 住宅費用 次のいずれかの費用

ア 取得に係る購入費又は建築費

イ リフォームに係る工事費

ウ 賃借に係る賃料（1箇月分に限る。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費（1箇月分に限る。）及び仲介手数料。ただし、婚姻前から賃借している住宅に係る費用については、婚姻を機に同居を開始した後に生じたものに限る。

(2) 引越費用 夫婦の双方又は一方が対象期間中に本町への転入又は町内における転居を行うことにより、引越業者又は運送業者に支払った費用。ただし、婚姻を機に同居を開始するために生じたものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦の双方又は一方がその勤務先から取得若しくは賃借に係る住宅に関する住宅手当の支給又は引越費用の補助（以下これらを「住宅手当の支給等」という。）を受けている場合は、当該住宅手当の支給等の額に相当する額を除く。

3 補助金の額は、補助対象経費の額又は30万円（夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の夫婦にあっては、60万円）のいずれか少ない額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、第2号から第4号までに規定する書類は、町が保有する公簿等により確認することができ、かつ、当該者が調査に同意するときは、当該書類を省略することができる。また、第5号に規定する書類は、交付申請時に未受講の場合、受講後速やかに提出すること。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書

- (2) 夫婦の住民票の写し
- (3) 夫婦の所得額が分かる所得証明書又は課税証明書若しくは非課税証明書
- (4) 夫婦が町税を滞納していないことを証明する書類
- (5) 次のいずれかの講座を受講したことが分かる書類の写し
 - ア ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ プレコンセプションケアに関する講座
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）
- (6) 取得に係る売買契約書若しくは建築工事契約書、リフォームに係る工事請負契約書又は賃借に係る賃貸借契約書の写し及び住宅費用の領収書その他の住宅費用を支払ったことが分かる書類の写し
- (7) 引越費用の領収書その他の引越費用を支払ったことが分かる書類の写し
- (8) 住宅手当支給等証明書（様式第2号）（勤務先から住宅手当の支給等を受けている場合に限る。）
- (9) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (10) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行わなければならない。

（決定）

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に当該変更内容を確認できる書類を添えて、町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、結婚新生活支援

事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（請求）

第8条 第6条の規定による交付の決定又は前条第2項の規定による承認の決定の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）により町長に請求しなければならない。

（交付）

第9条 町長は、前条の規定による請求があったときは、当該交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（取消し等）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の交付の決定若しくは第7条第2項の承認の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（失効）

- 2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。